

議案第21号

おいらせ町農業農村整備事業分担金徴収条例の制定について

おいらせ町農業農村整備事業分担金徴収条例を別紙のとおり定める。

平成31年3月7日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

県営農業水路等長寿命化・防災減災事業の実施にあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき徴収する分担金について必要事項を定めるため、提案するものである。

おいらせ町農業農村整備事業分担金徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、町又は青森県が行う土地改良法（昭和24年法律第195号）によらない土地改良事業その他の農業農村整備事業（以下「事業」という。）の施行に要する費用（以下「事業費」という。）の一部に充てるため地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき徴収する分担金（以下「分担金」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(分担金の徴収)

第2条 町は、事業が行われる場合においてその事業費を負担するときは、当該事業の施行により特に利益を受ける者（以下「受益者」という。）から分担金を徴収する。ただし、町長が分担金を徴収することが適当でないと認める場合は、この限りでない。

2 受益者が当該事業の施行に係る地域（以下「事業地域」という。）の全部又は一部を地区とする土地改良区の組合員又は共同施行者（作業を共同で行う数人の者をいう。以下同じ。）の構成員である場合には、前項の規定にかかわらず、その者に対する分担金に代えて、その土地改良区又は共同施行者から、その同意を得てこれに相当する額の金銭を徴収することができる。

(分担金の額)

第3条 各年度の分担金の総額は、次のとおりとする。

(1) 県が行う事業にあつては、当該年度の事業費のうち、町が負担する額を超えない範囲内において町長が定める額

(2) 町が行う事業にあつては、当該年度の事業費から、国又は県から交付を受けた補助金の額を控除した額を超えない範囲内において町長が定める額

2 受益者から徴収する各年度の分担金の額は、前項の分担金の総額を、事業地域内に存する農地（以下「受益農地」という。）の総面積で除して

得た額に当該受益者に係る受益農地の面積を乗じて得た額とする。

3 前項に掲げる算定方法により難しい場合は、町長は、受益農地に係る利益の程度を勘案して、分担金の額を定めることができる。

(分担金の額の変更)

第4条 町長は、町負担金の額に変更があったときは、既に決定した分担金の総額及び分担金の額を変更することができる。

2 町長は、前項の規定により分担金の額を変更したときは、速やかにその理由及びその額を関係者に通知しなければならない。

(賦課期日及び納期)

第5条 各年度の分担金の賦課期日及び納期は、町長が定める。

(分担金の減免及び徴収延期)

第6条 町長は、天災その他特別の理由があると認められるときは、分担金を減免し、又はその徴収を延期することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。